

この事態を憂慮されたる、所轉大森警察署長並澁谷憲兵分隊の調停斡旋之れあり、私共もまた、産業の性質に鑑み平和的解決に努力した爲め遂に會社側の主張を多分に採用したる讓歩案、即ち別項覺書の如く解決の運びに至つたのであります。

然るに會社は本覺書は軍部に了解の上調印いたし度き旨申出たので、私共も快くこれを承諾したところ、意外にも會社は、軍當局の反對の爲め調印不可能なりと調停者を通じ回答し來つたのであります。

而し飽く迄産業平和を希ふ私共は、斯くの如き會社の背信行爲に對しても隱忍自重し、再度の警視廳調停課の斡旋に應じたのであります。

此の間二十餘日會社は言を左右にして少しも誠意を見せざるのみならず、調停工作中にも係らず、卑劣にも、従業員家庭の、婦女子を強迫解雇するどと威喝し、また金錢と甘言をもつて裏切を強要する等、従業員の要求を潰滅せしめんとする不徳を敢へてなすつゝあります。

私共は國防上の重要な仕事に従事することを自覺し、且つ誇りとするものであります。果して今回會社の云ふが如く、曩に協定されたる覺書に對して軍部が反對されたのであるか、此の點甚だ奇怪至極にして疑問に堪へざるところであります。

現に會社は之を口實として公的機關が正式に調停せる覺書を破棄し、恬として恥ぢ

ざる態度であります。

軍部の名を楯として、労働者の切實なる歎願を蹂躪するこの惡逆無道な態度は、單なる軍需品工場に於ける労働問題としてではなく、廣く社會風教上に及ぼす思想的影響は甚大であります。

故に一會社の詐術的言辭として見逃がすことなく、營利の前には國家も、國軍も、國防もなく、手段を選ばざる、破廉恥的、資本家を徹底的に膺懲することを誓ひ廣く天下に之れを訴へて是正なる御批判と御援助を乞ふ次第であります。

昭和十年八月十二日